## 平成29年度:NPO関連予算総括表(<mark>訂正版</mark>)

省庁名

内閣府

番 1	事業名 市民活動の	新・継 区分 終了	施策・事業概要	29 年度予算額 (百万円)	28 年度予算 額 (百万円)	補助率	実地主体内閣府	公募スケジュー ル 平成 28 年度第 2	申請方法 内閣府 HP に	照会窓口内閣府政策統括官	28 年度 NPO への実績 3 団体	備考 資料 6 頁
'	促進に必要	₩ <b>≲</b> 】	解決の取組に民間の人材や資金	_	30	_	[7] [各] [刊	次補正予算成立	掲載	(経済社会システ	3回体	員114 ○ 貝
	な経費		を呼び込み、民間の公益活動の					後		ム担当)付参事官		
			活性化を図るため、社会的価値							(共助社会づくり		
			の創造に意欲的に取り組む団体							推進担当)付		
			の活動の成果を可視化する「社							03-6257-1516		
			会的インパクト評価」の普及を									
			図る。									
2	市民活動の	継続	社会的課題解決に意欲的に取り	19	31	_	内閣府	平成 29 年度予	内閣府 HP に	内閣府政策統括官	76 団体	資料7頁
	担い手の運		組む団体による社会的インパク					算成立後	掲載	(経済社会システ		
	営力強化事		ト評価の基礎的実践を通じて活							ム担当)付参事官		
	業		動の成果の可視化を図り、事業							(共助社会づくり		
			の改善・組織力の強化を推進す							推進担当)付		
			る。また、中間支援組織の評価							03-6257-1516		
			支援機能強化を推進する。併せ									
			て、評価の実践・成果を広くP									
			Rすることにより、社会的イン									
			パクト評価の普及・拡大を図る。									
3	放課後児童	継続	保護者が労働等により昼間家庭	(107, 617 の	(107, 617	1/3	市区町	各市区町村によ	各市区町村		_	資料 12 頁
	健全育成事		にいない小学校に就学している	内数(地域子ど	の内数(地		村(NP	って異なる	によって異	育て本部		
	業		児童に対し、授業の終了後等に	も・子育て支援	域子ども・		〇法人		なる	(03-6257-1697)		
			小学校の余裕教室や児童館等に	事業の一事業	子育て支援		等への			※資金交付に関する問		
			おいて適切な遊び及び生活の場	として実施))	事業の一事		委託可)			合せ		
			を与えて、その健全な育成を図		業として実							

			る。		施))					厚生労働省雇用均		
			<b>⋄</b>		加色ノノ							
										等・児童家庭局少		
										子化総合対策室		
										(03-3595-2493)		
										※事業内容に関する問		
										合せ		
4	地域子育て	継続	地域において子育て支援拠点を	(107, 617 の	(98, 176 の	1/3	市区町	各市区町村によ	各市区町村	内閣府子ども・子	_	資料 14 頁
	支援拠点事		身近な場所に設置し、子育て親	内数(地域子ど	内数(地域		村(NP	って異なる	によって異	育て本部		
	業		子の交流促進や子育て等に関す	も・子育て支援	子ども・子		〇法人		なる	(03-6257-1697)		
			る相談の実施等を行う。	事業の一事業	育て支援事		等への			※資金交付に関する問		
				として実施))	業の一事業		委託可)			合せ		
					として実							
					施))					厚生労働省雇用均		
										等・児童家庭局少		
										子化総合対策室		
										03-3595-2493		
										※事業内容に関する問		
										습せ		
5	一時預かり	継続	家庭において保育を受けること	(107, 617 の	(98, 176 の	1/3	市区町	各市区町村によ	各市区町村	内閣府子ども・子	_	資料 15 頁
	事業		が一時的に困難となった乳幼児	内数(地域子ど	内数(地域		村(NP	って異なる	によって異	育て本部		
			について、保育所その他の場所	も・子育て支援	子ども・子		〇法人		なる	(03-6257-1697)		
			において一時的に預かり、必要	事業の一事業	育て支援事		等への			※資金交付に関する問		
			な保護を行う。	として実施))	業の一事業		委託可)			合せ		
					として実							
					施))					   厚生労働省雇用均		
										  等・児童家庭局保		
										   育課		
										(03-3595-2542)		
										※事業内容に関する問		
										合せ		
										- <del>-</del>		

6	乳児家庭全	継続	生後4か月までの乳児のいるす	(107, 617 の	(98, 176 の	1/3	市区町	各市区町村によ	各市区町村	内閣府子ども・子	_	資料 16 頁
	戸訪問事業		べての家庭を訪問し、子育て支	内数(地域子ど	内数(地域	,	村(NP	って異なる	によって異	育て本部		
			援に関する情報提供や養育環境	も・子育て支援	子ども・子		〇法人		なる	(03-6257-1697)		
			等の把握を行うなど、乳児のい	事業の一事業	育て支援事		等への			※資金交付に関する問		
			る家庭と地域社会をつなぐ最初	として実施))	業の一事業		委託可)			合せ		
			の機会とすることにより、乳児		として実							
			家庭の孤立化を防ぐことを目的		施))					厚生労働省雇用均		
			とする。							等・児童家庭局総		
										務課虐待防止対策		
										室		
										(03-3595-2166)		
										※事業内容に関する問		
										合せ		
7	養育支援訪	継続	養育支援が特に必要であると判	(107, 617 の	(98, 176 の	1/3	市区町	各市区町村によ	各市区町村	内閣府子ども・子	_	資料 17 頁
	問事業		断される家庭に対して、保健	内数(地域子ど	内数(地域		村(NP	って異なる	によって異	育て本部		
			師・助産師・保育士等が居宅を	も・子育て支援	子ども・子		0 法人		なる	(03-6257-1697)		
			訪問し、養育に関する指導、助	事業の一事業	育て支援事		等への			※資金交付に関する問		
			言等を行う事業。	として実施))	業の一事業		委託可)			合せ		
					として実							
					施))					厚生労働省雇用均		
										等・児童家庭局総		
										務課虐待防止対策		
										室		
										(03-3595-2166)		
										※事業内容に関する問		
										合せ		
8	利用者支援	継続	教育・保育施設や地域の子育て	(107, 617 の	(98, 176 の	1/3	市区町	各市区町村によ	各市区町村	内閣府子ども・子	_	資料 18 頁
	事業		支援事業等の利用について情報	内数(地域子ど	内数(地域		村(NP	って異なる	によって異	育て本部		
			収集を行うとともに、子どもや	も・子育て支援	子ども・子		〇法人		なる	(03-6257-1697)		
			保護者からのそれらの利用に当	事業の一事業	育て支援事		等への			※資金交付に関する問		

		たっての相談に応じ、必要な助	として実施))	業の一事業		委託可)			· 合반		
		言を行い、関係機関等との連絡		として実		<b>X</b> 10.37					
		調整等を実施する。							   厚生労働省雇用均		
		調産寺で天肥する。		加速//					等・児童家庭局少		
									子化総合対策室		
									(03-3595-2493)		
									※事業内容に関する問		
	- Abb A-		10.050	45.070	@ 0/0		#	h	습せ - 그 명 - 그 나 그		77 July 40 T
9 子ども・子育		①放課後児童クラブ又は②病児	16, 253	15, 378	① 2/9	<実施	各市区町村によ	各市区町村	内閣府子ども・子	_	資料 19 頁
て支援整備	Ī	保育施設の施設整備(創設、増			(待機	主体>	って異なる	によって異			
交付金		築、増改築等)に係る経費の一			児童解	市区町		なる	(03-6257-1697)		
		部を補助する。			消のた						
					めの整	<設置					
					備の場	主体>					
					合 1/2)	市区町					
					23/10	村、社会					
						福祉法					
						人、NPO					
						法人等					
10   地域におり		育児・介護等の経験を活かした	_	23	_	内閣府	_	_	内閣府男女共同参	3 団体	資料 20 頁
る女性活路		地域活動等、民間団体の知見・							画局総務課		
推進モデノ	<b>/</b>	ノウハウを活かして、柔軟かつ							03-6257-1355		
事業		きめ細かに地域の課題を解決す									
		る先進的な取組を試行的に実									
		践・検証し、成果を広く共有し									
		他地域への横展開を図る。									
合計	_	_	16, 272	15, 482	_	_	_	_	_	_	_
(内数事業を除	È		(増減額)								
<)			790								
			(増減率%)								

	5. 1%				

## ≪記載要領≫

- [対象事案] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、28年度で"終了"し29年度は実施しない事業でも、前年度対比のために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。
- [新·継区分欄] 当該事業の区分("新規"、"継続"、"名称変更"、"統廃合"、"終了"のいずれか)を記載して下さい。"名称変更"、"統廃合"の場合は、28 年度のどの事業(名称) であったか等を備考欄に付記して下さい。
- [予算額欄] 29 年度予算額欄には直近の政府案、28 年度予算額欄には第 3 次補正予算を含む(この場合は、「うち補正予算額〇〇〇」と明記)確定している政府案を記載下さい。 なお、NPO が手挙げ(参入)出来る予算額全額に対してではなくその一部であり、額がどうしても区分できない場合は括弧で囲み(〇〇〇の内数)と表記して下さい。
- [最後の合計欄] 29 年度予算額欄と 28 年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(29・28 年度のいずれかが内数事業)の場合は、合計すると きのみ 29・28 年度ともその額を除いて下さい。なお、増減率は小数点第一位までとして下さい。